



## 第十八回

# 選肢のある二元代表制案

地方行財政検討会議（議長・原口一博総務相）は自治体の二元代表制の見直しをしています。が、総務省は七月末にその議論のたたき台として、現行制度に代わる五つのモデルを示しました。自治体の判断で現行制度とは異なる制度を選択できることにした場合の選肢の案です。

### 分離型か融合型か

住民が長と議会を別々に選挙する現行の仕組みを二元代表制と称しています。日本の二元代表制は、長には議会の解散権があるのに対し、議会には長の不信任議決をする権限があり、欧米諸国とは違う独特の仕組みになっています。

地方行財政検討会議は見直しに際し、二元代表制をより純化する方向と、議会が執行権の行使により責任を持つ方向の両方向で選肢を検討してきました。仮に、前者を分離型、後者を融合型としておきましょう。

五つのモデルのうち、一つは前者の方向の純粹分離型モデルです。議会の長に対する不信任議決権や長の議会に対する解散権は廃止するものです。議会と長が互いに相手の地位を脅かすことがない仕組みです。この場合、議会と長が対立した場合の解決方法が問われそうです。

融合型では、特別職の兼職許容モデルと議員内閣モデルの二つが示されました。特別職の兼

職許容モデルは、長が議会の同意を得て、議員の中から副知事や副市町村長を選任できるものです。議員内閣モデルは、それを更に拡大して、長と長が選任した議員によって内閣を構成する参画度合は高まるものの、議会の長に対する監視機能が弱まるのではないかと懸念もあります。

このほか、多人数議会又は住民総会を設けるモデルと、長が議員や外部人材を選任して、重要政策について意見を述べる自治体経営会議を設けるモデルが示されています。海外の事例などを参考にしたのですが、いろいろな制度があるものだと改めて認識させられます。

### 制度改革は現場から

モデルは多数提示されましたが、なぜ現行制度と異なる制度が必要になるのか十分に説明されていないとは言えません。特別職の兼職許容モデルと議員内閣モデルの二つは、恐らく橋下徹大阪府知事の提案を受けたものでしょう。長単独では自治体経営に限界がある。議会も長と共に予算編成を進めるなどマネジメント機能を担う必要があるという判断です。

ただ、これには、議会関係者を中心に、反発があります。現在でも、長と議会の関係では、

多数のスタッフを抱える長の立場が強く、議会は長の決定の追認機関になりがちなのに、議員の一部が執行部に加われれば、ますます執行部優位になるという批判です。

議員内閣モデルはイギリスの自治体の一部でも採用されています。しかし、イギリスでも評価が高いとは言えません。イギリスで圧倒的に多いのは、議会が議員の中からリーダーを指名し、リーダーが選任する議員によって内閣を構成する仕組みです。議院内閣制の形ですから、二元代表制ではありません。

そのほかのモデルは、特定の推進勢力がないようです。どこからその必要性が生じてきたのか不明です。住民自治の自由度が広がるのはいいことですが、現状の問題点がはっきり認識されていることが前提でしょう。そうでないと、何のための改革か、分からなくなります。

むしろもっと各自自治体が現行制度を生かす工夫をしてはどうでしょう。二元代表制では、議会が十分機能を発揮し切れていないことが一番の問題点でしょうが、議会基本条例の制定など議会改革の動きは広がっています。住民投票をもっと活用する手もあります。そうした試行錯誤を通して、現行制度の限界が次第に明らかになっていくでしょう。やはり制度改革は現場からが基本です。

ジャーナリスト

松本克夫

Yoshio Matsumoto